

第 66 回鳥羽市都市計画審議会 議事録

1. 日時 令和 7 年 5 月 29 日（木）午後 1 時 30 分～午後 3 時 20 分
2. 場所 鳥羽市役所西庁舎 3 階 中会議室
3. 出席者

浅野 聡	委員（会 長）
村瀬 敬一	委員（副会長）
木下 悟	委員
成瀬 きぬ代	委員
勢力 吉男	委員
尾崎 幹	委員
世古 安秀	委員
濱口 正久	委員
長井 貴裕	委員

4. 事務局

建設課まちづくり整備室	
鳥羽 学	副参事
重見 昌利	副室長
西井 一孝	係員

5. 開会

事務局 : 皆さんお揃いになられておりますので、第 66 回鳥羽市都市計画審議会を開催させていただきます。

建設課の鳥羽と申します。本日の進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日は、昨年度から策定している立地適正化計画について、中間報告をさせていただきますのでよろしくお願いします。

会議の開催に先立ちまして、一言お断りを申し上げます。本日の会議は、今年度初めての会議であり、4 月の人事異動等により 2 名の委員に変更がありました。

委嘱状をお手元に配布させていただいておりますので、ご確認いただければと思います。また委員の任期としましては、令和 8 年 6 月 30 日までとなっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、変更になられた委員様、お一人ずつ簡単に自己紹介をお願いします。

(濱口正久委員、長井貴裕委員から自己紹介)

事務局 : ありがとうございます。事務局にも変更がありましたので紹介させていただきます。

(事務局から自己紹介)

続きまして、本日の出席者数について報告させていただきます。委員総数 11 名中 9 名のご出席をいただいておりますので、鳥羽市都市計画審議会条例第 8 条第 1 項にある会議の開催要件である 2 分の 1 以上を満たしていることから、本会議が成立していることを報告させていただきます。

なお、原田佳代子委員、濱口利貴委員につきましては、欠席との連絡を受けております。

続いて、本日の資料について、確認をさせていただきたいと思います。

資料は事前にメールで配布させていただいていますが、本日は印刷したものをお配りしております。

(資料の確認)

それでは、議題に入らせていただきます。これからの進行は、会長よりお願いします。

会長 : 皆さん、こんにちは。本日もお忙しい中、都市計画審議会にご出席いただきましてありがとうございます。それでは、お手元の資料を使って進めていきますので、何かご質問等ございましたら、ぜひご質問をお願いします。

それでは、事項書をご覧くださいと思います。

本日は、議題(1)鳥羽市立地適正化計画策定に係る中間報告についてということで、審議事項というよりも報告事項という扱いになっています。昨年度から、都市計画審議会の委員を務めていただいている皆さんは昨年度のことよくご存じだと思いますけども、都市計画審議会では了解されまして、現在都市再生協議会を立ち上げそちらで、一番新しい都市計画である立地適正化計画策定ということに取り組んでいる状況です。

昨年度報告した通りですね、ある程度計画の検討が進んできたら、都市計画審議会ですら一度中間報告をしますという位置付けになっていますので、今日は、協議会の方が今中心となって、計画策定に取り組んでいますので、進捗状況の報告ということで、事務局からお願いします。後程適宜また委員の方からの質問があれば、どうぞよろしくお願い

いいいたします。

それでは事務局から、中間報告ということでよろしく申し上げます。

事務局 : (資料 1 鳥羽市立地適正化計画策定スケジュールの状況について説明)

会長 : ご説明どうもありがとうございました。こちらのスケジュールは、確か昨年度も説明を受けましたので、再度の確認になりますが、ただ今説明があったスケジュールに基づきまして、昨年度 1 年間検討が行われてきました。そして令和 7 年度に入りまして、先日、第 4 回の都市再生協議会が開催されましたので、今日は最新の都市再生協議会で審議された検討結果を報告していただくということになろうかと思います。

先ほど説明のありました策定スケジュールにつきまして、何かご質問はありますでしょうか。

(意見無し)

よろしいですか。はい。ありがとうございます。それでは早速検討の内容に入りたいと思いますので、引き続き説明申し上げます。

事務局 : (資料 2 誘導区域の検討状況について説明)

会長 : どうもありがとうございました。ただ今事務局から説明がありましたが、都市再生協議会の方で検討している誘導区域の状況になります。資料 2 ですが、まず前半の 1 ページから 16 ページまでのところの居住誘導区域に関しまして、ご質問やご意見があればいかがでしょうか。後ほど後半の都市機能誘導区域についても、ご質問があればいただきたいと思います。

A 委員 : 15 ページの居住維持ゾーンという独自区域を設定することになった経緯について、もう少し詳しく説明いただけますでしょうか。

事務局 : 大きくは人口減少が背景にありますが、このまま人口減少が続くと人口密度が低下し、商業等が成り立たなくなる恐れがあります。居住誘導区域は、一定の人口密度を維持していくことが重要であるとの考え方のもとで、災害リスクの低いところに設定するものになります。よくある誤解の一つに居住誘導区域は強制的な集約を図ろうとするものではと言われることがありますが、そうではなく今住んでいる方は、それを維持していこうという考えもありますので、伊勢市でも同様の市独自の区域を設定しておりますが、鳥羽市についても現在の居住を維持するための市独自の区域として、居住維持ゾーンを設定することにしていきます。

A 委員 : 確認ですが、居住誘導区域は強制するものではなく、誘導の仕方をより緩やかにするために、現在の居住を維持するためのゾーンを作ったという考えで良かったですか。

- 事務局 : ご意見の通りです。
- B 委員 : 居住誘導区域を指定することによって、非住居地域の設定はまだまだ先の話になるのでしょうか。中心市街地を中心に検討しているということは分かるのですが、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方を打ち出してくる限りは、どの様な考え方をお持ちでしょうか。
- 事務局 : 鳥羽市の都市計画の特徴の一つで、市街化区域と市街化調整区域の区域設定がされていません。都市部の都市計画では、住宅や商業施設などの建設を制限しているところもあります。委員が言われるように住んでいい場所ですよ、住んではいけない場所ですよという設定が必要との考え方もありますが、本来はそのような明暗を付ける方が良いのかもしれませんが、もともとの都市計画の成り立ちもあり、誘導区域の設定においても住んではいけないという調整をする考えはありません。
- B 委員 : そうではなくて、立地適正化計画を策定する場合には、最終的に非居住地域の指定が必要になると思います。伊勢市の場合は、御園辺りの川沿いを非住居地域に指定しているのではないのでしょうか。住んではいけないと言うのではなく、何十年後かに道路管理、水道管理はできませんよという情報を与えながら、本来計画を作っていかなければなりません。居住誘導ということであれば、しっかりと促していくことも必要であると思います。
- 事務局 : 居住誘導区域に含めないこととすべき区域があり、これは法律等に基づいて住めないとされる場所で、レッドゾーンと言われる場所も含まれます。6 ページがその場所を示した区域になりますが、この部分が居住誘導区域や居住維持ゾーンにも含まれない非居住地域とも言える区域に該当すると思います。
- B 委員 : 急傾斜地については、三重県にしっかりと要望して直してもらわないといけませんし、何せ鳥羽は危険地帯が多いので、その辺りを加味した進め方にしていきたいです。
- C 委員 : メートル数は海拔で設定しているのですか。それなら干拓（大明地区）は全然駄目じゃないですか。
（「駅周辺も駄目では」との声あり）
- 事務局 : 資料 8 ページをご覧くださいと、大明地区は洪水浸水想定が 0.5 メートルから 3 メートル未満となり、居住誘導区域に含める扱いになります。また資料 9 ページをご覧くださいと、津波浸水想定が 0.3 メートルから 2 メートル未満となり、含める扱いになっています。鳥羽駅・市役所周辺は 2 メートルを超える津波浸水想定になり、含めないという扱いになっています。

会長 : これはハザードマップが既に公表されているので、それに則ってやっているということです。感覚的に干拓地の方が危険と思われるかもしれませんが。

A 委員 : 関連で質問します。津波浸水深 2 メートル以上を含めないと含めるとかは、法律で決められたことでしょうか。

事務局 : 資料 2 の 3 ページ目にある「①含めないこととすべき区域」については法律で含めないと決まっている区域になります。「③適当でないと判断される場合は、原則として含めないこととすべき区域」とあるのは、市町の判断で分かれる部分になります。

法律ではないですが、津波 2 メートル以上については木造建物が全壊する恐れがあり、洪水 3 メートル以上については垂直避難が困難になることから、判断基準に設定しています。また、先ほどの海拔についての質問は、地盤からの高さが 2 メートル、3 メートルという考え方になります。

B 委員 : 津波浸水地域 3 メートルまでは、法律では嵩上げによる対策をするのではないのでしょうか。どのように逃げるという説明はどこかに記載されているのでしょうか。

事務局 : こちらの資料には記載されていないが、防災指針における対策のところで検討したいと考えています。

会長 : 補足しますと、津波浸水 2 メートルというのは国土交通省のガイドラインで示されている考え方になります。東日本大震災によると津波浸水 2 メートルを受けると全壊する可能性が非常に高いことと、それにならって静岡県や愛知県などの太平洋沿岸に面するほとんどの自治体がそれを採用している状況です。同様に洪水は 3 メートルという基準を国が示していますので、その基準に沿ってやっていく自治体がほとんどということです。

B 委員 : その基準については理解しますが、そこから避難させるための避難路を作る必要があるのではないのでしょうか。観光客が最も多い時期になると、他のまちよりも何倍もの避難路が必要になると思います。だから災害時の補助幹線道路が絶対に必要になると考えています。その辺りも加味した中で進めていただきたい。

会長 : ご意見ありがとうございます。では他にどうでしょう。16 ページまでのところで、よろしいですか。
(意見無し)

それでは、続きまして 17 ページ以降の都市機能誘導区域の方に入りたいと思いますが、ご意見、ご質問は如何でしょうか。

B 委員 : この都市機能誘導区域内で、木造よりも鉄筋コンクリート造にす

るように物事を進めると、それは強固なものにすることはできるが、本市は防火地域、準防火地域の指定がされていません。私は3年くらい時間をかけて意見を投げかけているが作らない状況です。防火地域に指定することで、建ぺい率を100パーセントにすることができます。土地の評価も上がり、建物の評価も上げることができます。ここで一気に消防法と整合性が合うものを作っていくべきだと思います。鳥羽市に投資した場合に、投資した価値が上がるようにすることが行政としてすべきことだと思います。消防法に関しては一切書かれていないですが如何ですか。

事務局 : この後に防災指針というものを立地適正化計画で作るわけですが、そこで記載することになるかは分かりませんが、検討したいと思います。

会長 : 都市計画の基本的な問題で、長年の懸案事項の一つですね。重要なお指摘ありがとうございます。では他の委員の方いかがでしょう。
(意見無し)

それではまた質問がありましたら、後半に出していただいても構いませんので、次の報告事項に進めさせていただきます。それでは、資料3の誘導施設の検討状況ということで、事務局より説明をお願いします。

事務局 : (資料3 誘導施設の検討状況について説明)

会長 : 説明ありがとうございました。それでは資料3の誘導施設の検討について、委員の方からご質問やご意見がありましたら如何でしょうか。

B委員 : 昨日参議院を通っているが、改正災害対策基本法、改正災害救助法がありますが、それを加味しているのでしょうか。加味していないと思いますが、入れなくてはならないと思います。

これにより災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法これらすべてが関連して改正されました。位置づけはするが、いざ災害が起こった時に何もできないことになってしまいます。鳥羽市にNPOがなければ、これらは全部社会福祉協議会に委託することになってしまいます。そこら辺を加味した中で改善をしていかなければならないので、考えていただきたい。

事務局 : 関連してくる部分もあろうかと思うので、内容をこちらでも調べさせていただきます。

C委員 : 例えば1.4ページで、「病院施設は誘導施設に設定しない」と否定しているが、この都市計画審議会の中でこのように否定することはおかしいのではないのでしょうか。行政が今の市長ができるかどうかは別にして、あまりにも否定的な言葉が多すぎる気がします。どのように

表現したらいいのか分かりませんが。

鳥羽市の将来を見越して考えるのであれば、現状の状況を見て判断するのではなく、位置づけておいた方が良いという施設があるように見受けられますが、できれば再検討をお願いしたいです。

事務局 : 先週の都市再生協議会でも同じ質問がありまして、事務局でもその後検討させていただきました。例えば市役所の辺りに大きな総合病院が立地することになって、離島や南鳥羽の市域に点在する小さな診療所がここに集約されることが本当に望ましいことなのか、鳥羽市にとってどちらが良いのかも含めて考えていくべきかもしれません。現在の関連計画には総合病院のような施設を作るような計画はありません。書き方の問題なのか、本当に市として進めていくべきものなのかについて担当課にも相談しているところです。

A委員 : 立地適正化計画は一回作ってしまうとお終いでしょうか。それとも見直しを定期的に行うのですか。

事務局 : 国の方からは5年おきに見直しをと言われている。津波の指針等も変わることもありますので。

A委員 : C委員の関連で質問したいのですが、よろしいですか。上位関連の計画に今ないのでこの計画に書かないとの説明でしたが、その可能性についても排除せずに将来的にも考えて行くことはできると思いますので、そういうところを全否定するのではなく、考慮していただくように私としても思います。続けてよろしいでしょうか。

会長 : はい、お願いします。

A委員 : 1.10 ページに書かれている“緑色文字”の施設は、逃げるのが難しい方が多く使われる施設で重複都市機能誘導区域に設定して、それ以外のものは単独の都市機能誘導区域にも残して、重複する都市機能誘導区域に重点的に誘導するように今回ゾーニングしているということによろしかったですか。

事務局 : ご認識の通りです。

会長 : 先ほどの医療施設に関しての質問になりますが、先週の都市再生協議会でも同じような質問がありましたが、ポイントは上位計画に書かれているようなことを踏まえてこの計画には書きますので、都市計画審議会場で医療のことを突然書くということは難しいということです。現時点での見通しが無ければそのまま書くと、福祉の上位計画に書かれていないものを都市計画審議会場で突然書くことはできないということです。道路に関しては道路部門の計画、観光施設は観光部門、景観は景観計画を担う部門で計画していますので。医療福祉については先週も同じような指摘があったのですが、医療福祉の方で将来

的な鳥羽の医療について検討されていると聞いていますので、そこで現時点で位置づけが無ければ、書くのは難しいことになります。

A委員からのご質問にありましたようにこの計画は5年ごとに見直しを行いますので、5年後に状況が良くなって見通しが立ってくれば次の立地適正化計画の時には表現が変わってくることになるかと思っています。

ということで、ここに書かれている内容は建設課だけで書ける内容ではないですので、関連部局が持っている上位計画に位置付けられている内容について書いていくということをお願いします。

B委員：現状に落とし込んだということですね。分かりました。見直しを行う5年後は大変だと思います。

D委員：単純な質問で申し訳ありません。誘導する施設に交通機能を誘導するという考え方はありませんか。

事務局：そのような考え方は無いと思います。

会長：国土交通省が出している基準の中では、都市機能誘導区域はそもそも鉄道駅を中心に考えることになっていて、鉄道駅そのものがあることが前提になっています。

D委員：既存の交通機能ということですね。既存のバスとか駅の機能がこのまま存続するのかという話はあると思いますが、新しい次世代交通とかを考えて行き、誘導するのかと思いましたが、先ほどの議論をお聞かせいただくと上位計画での位置づけをということですので、新しい交通ネットワークができたときには見直すという考え方でよろしいですか。

会長：おっしゃる通りで、新しい交通網が開発されて、都市計画に落とし込みができるということになれば当然見直しすることになると思います。

事務局：1点補足させていただきますと、今年度市の地域公共交通計画の見直しを予定しておりまして、D委員が言われる点が追加された場合には、立地適正化計画にも反映が可能になると思います。

D委員：リニアが名古屋まで開通した時が一つのチャンスだと思います。その時に黙っておくのではなくて、鳥羽市としてこうしたいという声を大にして、鳥羽駅を中心に地域の施設や居住にとって便利だということになると県外からも来てもらえるところがあると思います。

B委員：言われる通りだと思います。

会長：どうもご意見ありがとうございます。それでは続きまして、資料4の高台市街地の検討状況について、事務局より説明をお願いします。

事務局：(資料4 高台市街地の検討状況について)

会長 : はい。ありがとうございます。先ほど説明があった通り、まだ高台市街地の検討っていうのは始まったところですので、まだ成案になっている訳ではないのですが、考え方を整理した上でいくつかのパターンを検討し、どのパターンになるかということは現在未定です。それではご意見、ご質問はいかがでしょうか。

E 委員 : よろしいでしょうか。鳥羽市は観光が素晴らしく、海がきれいで山もきれい。農業の方も稲が実るころには黄金色で素晴らしい景色になります。悲しいかな獣害が酷くて、加茂地区では地元を離れて就職している方が多い状況です。私は加茂地区に住んでいますが、テレビを見ていて窓を開けたらイノシシやシカが居るという状態もあります。子ども達には、こういうところにはあんまり住んで欲しくないという人も結構います。シカが歩いたあとには必ずダニがいます。河内の方でも亡くなった方もいます。畦道にはダニが居るから座ってはいけないと言われていました。そのような状態でこんな良いところに人が住まないで、どんどん離れていくことは本当に寂しいです。観光客の方も鳥羽に来て、鳥羽が良いところで住みたいなと思っても、ちょっとした家庭菜園をやろうとしても獣害が酷くてそれができない状態です。高齢者の方が今まで庭先で野菜を作っていたのに、それができなくなってデイサービスに行くことになる状況にもなっています。やはり獣害を無くしていただくと、おそらく議員さんも支援者から獣害のことを何とかして欲しいと言われていると思います。是非そういうことを取り組んでいただけると、もう少し人口が増えるか、流出していくのが収まるかできるのではないのでしょうか。

このような素晴らしい計画案もありますが、人口が増えなければ鳥羽も栄えませんので、是非よろしくお願いします。

事務局 : 個人的な感想になるかもしれませんが、E委員は普段からされている農業の魅力をお伝えいただいて大変感謝をしております。都市計画でも都市と農村を含めた調和が非常に大事だということを先生方からもいつも教えていただいています。そういった調和がこういった計画にもしっかりと示すことができるように考えて取り組んでいきたいと思えます。

会長 : どうもありがとうございます。それでは、他の委員の方如何でしょうか。

B 委員 : 高台移転については、30何年前から私は勉強させていただいておりました。本来この中心市街地を商業地域にして、その上を全部切って学校と住居地域にしようと絵まで描いたことがあります。今までいろいろな形でやってきて、これを具体的にしっかりと法的な位置

づけをもって取り組むことができるようになってきました。鳥羽市は、将来的にほとんどを高台に上げなければならないと思います。それはご存じの通り、日本中で大きな地震、災害が起こっているこの状況で、高台移転に取り組むようになっていきます。早いか、遅いかだけの話だと思います。この高台市街地の検討はすごく重要なことだと思います。自分の土地が無くなって違う場所に移ってもらうことを説得することは、凄く難題であると思います。災害が起こって三陸にずっと通っているが、一番下が商業地域で、工業地域で上に住居地域を作っています。女川町にも毎年行っていますが、話を聞いていると鳥羽に良く似ていると思います。一部の人にとっては良いが、他の人は不可能ということもあります。この高台市街地の検討はしっかりと取り組んでいただき、最終的に立地適正化計画に落とし込んでいただきたいと思います。

会長 : 私も女川町に何度も行っています。震災直後は港が壊滅状態でしたが、そこからコンパクトシティのコンセプトで安全な市街地が形成されるようになっていきます。女川町は鳥羽みたいに人口規模の小さいまちにとっても、安全な市街地が復興できるという一つの良い事例を見せていただいていると思います。

A 委員 : 今回この立地適正化計画を作らないといけないものとなるところに、災害のリスクがあると思います。今後南海トラフ地震が起きた場合に、そうなったとしてもこのようにハザードを落としてエリアをきちんとゾーニングしておくなかで、今後の安全な居住地を確保するという意味合いでも、現在の居住地から近い位置で、交通の利便性の高い位置で、ヘクタール当り 40 人という適正な人口密度に合わせて、これを根拠に復興事業に反映していくということだと思います。鳥羽市の場合は居住維持ゾーンを設定するなど、今住んでいる方にも優しくしていただいているのだと思います。実際にそこに今後いろんな人たちが移り住んで、価値が維持できるのかどうかは別問題かと思いますが、しっかりと今後の災害の事前復興につながるようにする形で、根拠のあるものを検討し、資料にしたということで間違いなかったですね。

事務局 : ありがとうございます。

会長 : はい。では他に委員の方から如何でしょうか。

F 委員 : このコンパクト・プラス・ネットワークという言葉は、使わなくてはいけないものなのではないでしょうか。というのはコンパクトという言葉が非常にマイナス面に働き、もう鳥羽は消沈していくのかなとのイメージが作られてしまう気がします。

事務局 : もともと鳥羽市は、離島や南鳥羽を含めて各集落が一つながりになった多極連携型のまちになっていると思います。国の思想は面的に広がる市街地をイメージして、それをよりコンパクトにしようとする視点があるようで、おそらく鳥羽にはあまり向いていないのではないかとと思われるのも確かにそうかもしれません。ただし、考え方については鳥羽でも転用できるものだと思います。このまま各集落が低密になるのを何とか防いでいこうとするコンパクト・プラス・ネットワークなので、国が使っている言葉ということもあり使用しているが、誤解がないように気を付けたいと思います。

F 委員 : 国のコンセプトということですね。

B 委員 : 国はコンパクトを入れないと補助金を交付しようとししない傾向になっています。

会長 : 積極的に使う必要性はありませんが、法律で決めているものですから、目的のところなど要所要所には書いておいて、日常使うかどうかはその人の判断で、コンパクトという言葉にも確かにマイナスイメージがあると思いますので。

F 委員 : 先ほどの説明の通り、鳥羽には離島もあるし、相島の南鳥羽もありますし、コンパクト化と言われてもイメージと違うかと思います。

事務局 : その通りだと思います。鳥羽はもともとコンパクトであって、それ以上のコンパクトというよりは、今のコンパクト感を損なうことなくきちんとしたネットワークを形成していかなければならないと思います。

会長 : ヨーロッパでも国によって呼び方が色々違うのですが、イギリスではコンパクトシティと言いますが、アメリカではコンパクトシティとは言いません。日本では EU のコンパクトシティを参考にしながら、鳥羽のように集落がたくさんある地域もありますのでプラス・ネットワークをつけて表現しています。

いずれにせよ狙いは、人口減少に合わせて市街地を適正規模にしていきたいと思います。

はい。では、他にご意見やご質問は如何でしょうか。

B 委員 : 1 ヘクタール当たり 40 人との説明がありましたが、10 年先には 46 町内会で 1 ヘクタール当たり 40 人を越えることができない地域がどれくらいあるのか予測はされているのでしょうか。

(会場テレビ画面に第 1 回都市再生協議会の資料を表示)

事務局 : こちらは第 1 回都市再生協議会の資料になりますが、この資料によりますと 20 年後に 1 ヘクタール当たり 40 人を越える地域は、池上町や高丘町のいわゆる新興団地の場所になります。離島を含めて漁村集

落では低密化が進んでいくことになります。答志町では部分的に 40 人を超えるところがありますが、南鳥羽では 40 人を超えるところが無くなる予測になっています。

B 委員 : 確か 25 年前から限界集落という言葉が出るようになりました。これは予測されていたことだと思います。20 年も経てばこのような人口密度の推計になるので、だからコンパクトなのですね。分かりました。

会長 : ありがとうございます。他にご質問やご意見は如何でしょうか。

C 委員 : 資料 4 の 1 ページに都市マスタープランで干拓周辺が専用住宅地区になっています。安楽島の山の方でも高台を使おうとすれば使うことができると思います。また、私の持論であります、伊勢市から白木に抜ける第二伊勢道路に、船津町落口くらいの場所に一路線つなげておく必要性があったと思います。それがあるところの高台の造成が凄くやりやすくなっていたと思います。旧鳥羽中学校があった場所や船津町当りが高台市街地にすることができたと思います。そのような考え方についても今後都市マスタープランに入れて、高台候補地区を作ることができればと思います。これからは造成したら売れるという時代ではないことも分かっていますが、ただ利便性からいうと、名古屋に行くのに 2 時間を要しない、他と比べるとそれだけの利便性が高いまちですので、そのような立地を活かしていくべきだと思います。

B 委員 : 鳥羽商工会議所が三重県に対して、補助幹線道路の整備について要望書を提出しています。船津から池上に抜ける道になりますが、本来はこの道路がバイパスとして機能すれば、今言われていることは全て解決することになると思います。その道は五丁目から進入するのと、市内から進入するのと、奥谷から進入する 3 本の進入路ができてくると鳥羽市の形勢が色々と変わってくると思います。

C 委員 : 人口のことを言われると弱ってしまうが、利便性のことを考えた場合に人を呼び込むことは可能であると思います。本当にこんな便利なところは無いと思います。

B 委員 : 言われていることは、移住・定住で人口が増えているようなまちで起きている話で、実現すると人を呼び込むことが可能になると思います。

会長 : 分かりました。中長期的な鳥羽のまちづくりの在り方について、ご意見ありがとうございました。他によろしいでしょうか。

(意見無し)

それでは、資料 5 の住民説明会等の開催方針について事務局より説明をお願いします。

- 事務局 : (資料5 住民説明会等の開催方針について説明)
- 会長 : はい。ありがとうございます。それでは委員の方からご質問などありましたらお願いします。
- G 委員 : 地元説明会等の時に注意いただきたいのですが、聞いていて専門用語がとても多いように感じています。例えば立地適正化、居住誘導区域とかで良く考えると理解できるのですが、話を聞いていても頭に入ってくるのが難しいとの印象です。
- 津波災害が起こった時に、垂直避難することを住民は理解していますが、西庁舎の4階が岩崎から中之郷、藤之郷まで避難所になっており、その避難所の運営マニュアルを市の防災担当と協力しながら作ったのですが、その中で避難場所と避難所の言葉の違いについて、理解してもらうのに大変苦労しました。一般市民は普段そのような専門用語を聞きなれていない。避難場所は垂直避難する場所で、避難所は避難生活をする場所のことです。その辺りを一般市民に理解するのにとても時間がかかります。
- その様なこともあり、住民説明会の時には分かりやすく、丁寧に噛み砕いて説明いただくことが大切ですので、そのようにお願いします。
- 事務局 : まだ説明会まで時間がありますので、事務局で工夫ができるように努めたいと思います。例えば見たことはあるが見慣れていないハザードマップを会場の壁に貼り出すことや、用途地域の図面も貼り出して、それを見ていただきながら説明することも可能かと思います。事務局の方でも工夫をさせていただき、少しでもご理解できるように努めたいと思います。
- 会長 : はい。ありがとうございます。他にご意見、ご質問は如何でしょうか。
- (意見無し)
- どうもありがとうございました。それでは7月になりますとまちづくりフォーラムと住民説明会が開催されるということで、よろしくお願いいたします。
- では会議次第に戻しまして、事項書の3のその他ですけれども、何か委員の方から補足してご意見とかよろしいですか。
- H 委員 : よろしいでしょうか。資料3の誘導施設の検討の中で、市役所や公民館、小学校、幼稚園を対象にしているが、火葬場のことが書かれていませんが如何でしょうか。災害が起きたときに移転のことがこれまでの議論の中でなかったでしょうか。
- 事務局 : 国の手引きの中には誘導施設の一覧に含まれておらず、これを基本に検討していますので申し訳ございません。現在の堅神町にある火葬

場が大切であるということについてはとても理解できますが、申し訳
ございません。

会長 : 確か国の都市計画運用指針の中には示されていないのですね。

事務局 : そうだと思います。

B 委員 : 移転しなければならない。あのような低い場所に火葬場を置いて
いてどうするのか。

会長 : はい。また事務局の方で調べておくようにお願いします。

それでは他に如何でしょうか。

(意見無し)

事務局から何か連絡事項がありますでしょうか。

事務局 : 特にございません。

会長 : はい、分かりました。それでは長時間に渡りましてご審議、ご意見
をいただきましてありがとうございました。それでは以上で現在策定
中の立地適正化計画の中間報告とさせていただきます。

それでは、第 66 回の都市計画審議会を閉会とさせていただきます。
どうもありがとうございました。

以 上